

職業をあっせんできる事業所の範囲

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を実施する事業所(ただし、社会福祉法人が実施する公益事業、並びに公益法人が実施する高齢者や障害者、児童等を対象とする公益目的事業も含む) ② 介護保険法に規定する介護保険事業所 ③ 障害者自立支援法に規定する事業を行う事業所 ④ その他、高齢者や障害者、児童等に関する法律に基づく施設、事業所等 ⑤ 地方自治体の条例または補助に基づく福祉関係事業を行う事業所 ⑥ 行政が実施する相談所 ⑦ 社会福祉分野の国家資格を持つ専門職(社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士等)は、上記①～⑥の事業所等を含むすべての事業所 |
|---|

紹介対象となる福祉の主な職場

◇高齢者分野の施設・サービス	①特別養護老人ホーム ②老人デイサービス ③グループホーム ④介護老人保健施設 ⑤ホームヘルプ ⑥訪問看護 ⑦地域包括支援センター など
◇障害者分野の施設・サービス	①生活介護 ②就労移行 ③就労継続 ④障害者支援施設(入所・生活介護) ⑤グループホーム ⑥ケアホーム など
◇児童分野の施設・サービス	①保育所 ②乳児院 ③児童養護施設 ④児童発達支援センター など
◇行政(相談所)	①児童相談所 ②婦人相談所 ③障害者更生相談所 など
◇その他の施設	①救護施設 ②母子生活支援施設 など
◇社会福祉協議会 など	

対象職種や資格

<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護福祉士 ○ ホームヘルパー ○ 介護職員 ○ 介護支援専門員 ○ 保育士 ○ 社会福祉士 ○ 理学療法士 ○ 作業療法士 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 言語聴覚士 ○ 保健師 ○ 看護師 ○ 栄養士 ○ 調理員 ○ 生活相談員・支援員・指導員 ○ 社会福祉協議会職員 ○ 事務職員 など
---	--